



「建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会」の中間とりまとめについて

厚生労働省の「建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会」は、このたび、建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等に関する中間とりまとめを行いました。

検討会では、引き続き石綿ばく露防止対策等に関する検討を行い、今年度末を目途に、報告書を取りまとめる予定です。厚生労働省としては、報告書のとりまとめの後、労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則の改正などを検討する方針です。

中間とりまとめのポイント:

<事前調査の充実・強化>

○事前調査を行う者は、一定の講習を修了した者またはそれと同等以上の知識・経験を有する者

○事前調査における石綿の分析を行う者は、一定の講習を修了した者又はそれと同等以上の知識を有する者

○事前調査結果は、一定の期間保存

<事前調査結果等の届出の新設>

○以下の基準に該当する工事は、石綿含有の有無に関わりなく、原則として電子届により、事前調査結果等を労働基準監督署に届出

1. 解体工事部分の床面積の合計が 80㎡ 以上の建築物の解体工事

2. 請負金額が 100 万円以上である建築物の改修工事

<石綿等の除去作業におけるばく露防止措置の強化>

○隔離が義務づけられている吹付石綿、石綿含有保温材等の除去作業において、除去が完了したことを確認しなければ、隔離を解いてはならない

○石綿等を含有するケイ酸カルシウム板1種をやむを得ず破砕する場合は、湿潤化に加えて、作業場所の周囲を隔離しなければならない

<作業計画に基づく作業の実施状況の記録の義務化>

○石綿等の除去作業等を行う場合に作成することが義務づけられている作業計画に基づく作業状況等について、写真等により記録を作成し、一定の期間保存

当社は、建材中の石綿含有分析に加え、特定建築物石綿含有建材調査者による既存建物及び解体前の建物の石綿の事前調査を行うことが可能です。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 [2020年1月6日付 厚生労働省報道発表資料](#)

研究開発箇所 守屋貴志

土壌の汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直し検討案について

環境省は令和 2 年 1 月 17 日、中央環境審議会 土壌農薬部会(第 37 回)を開催し、土壌の汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直しについての検討会を行いました。平成 25 年 10 月より 6 物質の土壌環境基準の見直しが検討され、すでに 4 物質は改正されており今回は残りの 2 物質であるカドミウム、トリクロロエチレンの基準見直しの検討が行われました。検討されている基準については以下の通りです。

1.土壌環境基準

カドミウム:0.003mg/L 以下(現行 0.01mg/L 以下)

トリクロロエチレン:0.01mg/L 以下(現行 0.03mg/L 以下)

2.土壌汚染対策法

カドミウム及びその化合物

土壌溶出量基準: 0.003mg/L 以下(現行 0.01mg/L 以下)

土壌含有量基準: 45mg/kg 以下(現行 150mg/kg 以下)

地下水基準: 0.003mg/L 以下(現行 0.01mg/L 以下)

第二溶出量基準: 0.09mg/L 以下(現行 0.3mg/L 以下)

トリクロロエチレン

土壌溶出量基準:0.01mg/L 以下(現行 0.03mg/L 以下)

地下水基準:0.01mg/L 以下(現行 0.03mg/L 以下)

第二溶出量基準:0.1mg/L 以下(現行 0.3mg/L 以下)

なお見直しに関しての準備期間は1年程度としています。

当社では土壌汚染調査において多くの実績があります。調査に関するご相談から報告書作成まで、お気軽にお問い合わせください。

資料 [2020年1月17日付 環境省 中央環境審議会](#)

[土壌農薬部会](#)

分析技術箇所 小原健

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

1. [「水銀に関する水俣条約第 3 回締約国会議」の結果について](#)

2. [民間建築物における吹付けアスベスト等飛散防止対策に関する調査結果](#)

3. [公共用水域水質測定結果について\(2018年度\)](#)

4. [産業廃棄物の不法投棄等の状況\(2018年度\)について](#)

5. [低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理の認定申請について\(株式会社クレハ環境\)](#)

6. [" \(エコシステム秋田株式会社\)](#)

7. [" \(神戸環境クリエート株式会社\)](#)

8. [下水道への紙オムツ受入実現に向けた検討会の開催について](#)

9. [「今後の石綿飛散防止の在り方について\(答申案\)」に係る意見募集\(パブリックコメント\)の結果について](#)



アスベストの事前調査承ります!

アスベストの使用の疑いのある建築物を解体する際には、アスベスト使用有無の事前調査が必要不可欠です。弊社は平成 30 年基安化発第 0420 第 1 号(厚生労働省通達)に対応した分析調査に対応可能です。詳細は下記 URL をご参照ください。

<http://www.knights.jp/knightsreport/reports/KR18003.pdf>

お問合せはこちら

